

カートライセンス発給規定

※下線部：変更箇所

改正後	現行規定
第 1 章 総則 第 1 条 目的 本規定は、J A F 国内カート競技規則に基づき、カート競技ライセンス、カートオフィシャルライセンスおよびカートエキスパートライセンスの種別を定め、その発給手続、有効期限について規定することを目的とする。 本規定に基づきライセンスを取得する者は、<u>そのライセンスの効力を有する期間において</u> J A F の個人会員でなければならない。 なお、満 1 8 歳未満の者がライセンスを取得する場合には本連盟の会員である必要はない。 第 2 条～第 4 条【略】 第 2 章～第 4 章【略】 以上	第 1 章 総則 第 1 条 目的 本規定は、J A F 国内カート競技規則に基づき、カート競技ライセンス、カートオフィシャルライセンスおよびカートエキスパートライセンスの種別を定め、その発給手続、有効期限について規定することを目的とする。 本規定に基づきライセンスを取得する者は、J A F の個人会員でなければならない。 なお、満 1 8 歳未満の者がライセンスを取得する場合には本連盟の会員である必要はない。 第 2 条～第 4 条【略】 第 2 章～第 4 章【略】 以上